相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市比叡辻二丁目一〇番、最後の住所滋賀県大津市下阪本六丁目二五番一七―二一四号　被相続人　亡　中村　正樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月五日

滋賀県草津市西大路町四番三一号ヰストピアプラザ一階

相続財産管理人　弁護士　中井　陽一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市北区中津三丁目八〇番地、最後の住所大阪市北区中津三丁目一一番一五号

被相続人　亡　前田　正博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月五日

大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル九階

相続財産管理人　宮岡　恒子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県倉吉市鍛治町一丁目二七五八番地、最後の住所鳥取県米子市皆生新田二丁目三番一号　皆生みどり苑

被相続人　亡　田中ゐつよ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月五日

鳥取県米子市東町二五七番地　野村ビル二階

相続財産管理人　前田　正規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県熊毛郡田布施町大字波野二五〇番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　上田　清子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月五日

山口県熊毛郡田布施町大字下田布施三三七四番地二　相続財産管理人　中坪　靖昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市室町二丁目一三五番地、最後の住所松山市室町二丁目七番三号

被相続人　亡　白石　晶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月五日

事務所松山市歩行町一丁目八番地三歩行町ビル一階　宇都宮眞由美法律事務所

相続財産管理人　弁護士　越智　顕洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市萱町五丁目八番地一五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　松本　利雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月五日

事務所松山市歩行町一丁目八番地三歩行町ビル一階　宇都宮眞由美法律事務所

相続財産管理人　弁護士　越智　顕洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県宇佐市大字蛯木二一一三番地の三四、最後の住所福岡県福岡市城南区樋井川三丁目五番一―二〇七号

被相続人　亡　橋本　立男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十月五日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三号

相続財産管理人　村田　圭亮

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から1年以内にお申し出下さい。

なお期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十一年十月五日

一、墳墓等所在地　鳥取市的場一〇六番一、墳墓等の名称　的場所有墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　鳥取市的場一五九番三　的場墓地管理委員会　西山　禎一

任意清算公告

当法人は、平成二十一年九月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定を準用して総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十月五日

三重県伊勢市一之木五丁目一番六号

税理士法人くすき会計

代表社員　楠木　喬雄

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成21年10月5日

東京都千代田区紀尾井町3番30号

社団法人不動産保証協会

記

年番	度号	商号又は名称	免許番号	証号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平21不保860		株式会社サンボー	北海道知事	石狩(6)4666	北海道札幌市中央区南21条西9―1―20	1000万円
平21不保861		恵友工業株式会社	北海道知事	石狩(1)7310	北海道恵庭市黄金北2―17―8	〃
平21不保862		共栄企業株式会社	埼玉県知事	(1)21382	埼玉県川口市西青木2―1―41	〃
平21不保863		有限会社シティリアルエステート	千葉県知事	(3)13217	千葉県市川市塩焼2―2―1	〃
平21不保864		株式会社なんと建設	千葉県知事	(1)14876	千葉県茂原市八千代2―14―3	〃
平21不保865		伊藤忠石油販売株式会社	国土交通大臣	(4)4135	東京都中央区日本橋馬喰町2―2―6	1500万円
平21不保866		大蔵不動産株式会社	東京都知事	(10)33487	東京都豊島区駒込2―12―13	1000万円
平21不保867		株式会社クリエイトスタッフ	東京都知事	(5)62316	東京都千代田区四番町7	〃
平21不保868		株式会社オーシンハウス	東京都知事	(3)73976	東京都八王子市千人町1―5―15	〃
平21不保869		株式会社エフ設計	東京都知事	(3)75812	東京都新宿区西新宿7―10―7	〃
平21不保870		株式会社ジャパンネットサービス	東京都知事	(2)79759	東京都渋谷区神南1―11―5	〃
平21不保871		株式会社光林建物	東京都知事	(2)81023	東京都新宿区百人町1―20―5	〃
平21不保872		株式会社家24	東京都知事	(2)82280	東京都新宿区西新宿6―21―1	〃
平21不保873		フィールズネットワーク株式会社	東京都知事	(1)83344	東京都品川区東五反田4―9―2	〃

代表者の氏名	主たる事務所の所在地
代表取締役 高橋宏事	北海道札幌市中央区南21条西9―1―20
代表取締役 明石康敏	北海道恵庭市黄金北2―17―8
代表取締役 坂田恒一	埼玉県川口市西青木2―1―41
代表取締役 中村剛博	千葉県市川市塩焼2―2―1
代表取締役 楠畑幸治	千葉県茂原市八千代2―14―3
代表取締役 梶原建吉	東京都中央区日本橋馬喰町2―2―6
代表取締役 佐藤傳三郎	東京都豊島区駒込2―12―13
代表取締役 世羅健一	東京都千代田区四番町7
代表取締役 松葉民樹	東京都八王子市千人町1―5―15
代表取締役 道田典和	東京都新宿区西新宿7―10―7
代表取締役 深遠清一	東京都渋谷区神南1―11―5
代表取締役 瀧上晴夫	東京都新宿区百人町1―20―5
代表取締役 島田博	東京都新宿区西新宿6―21―1
代表取締役 海老原公章	東京都品川区東五反田4―9―2